

発行 **大竹辰治事務所**

日本共産党 区議会控室
大田区蒲田5-13-14
電話 5744-1477

事務所 大田区西蒲田5-9-12
電話 3735-2611

自宅 大田区東矢口3-11-19
電話 3736-4202

E-mail:tootake@apricot.ocn.ne.jp
http://tootake.jcp-ota.jp/

日本共産党大田区議会議員

大竹辰治 ミニレポート



ご意見・ご要望をお寄せください

区民無視の計画から区民の願いが 反映される大田区民センターに

大竹辰治区議は、第4回定例会
2日目（11月30日）に一般質問で
大田区民センターについて質問し
ました。

大田区民センターの 閉館なぜ

11月15日の各常任委員会に突然
「新蒲田保育園及び地域包括支援
センター等の複合化について」が
報告されました。

報告では、新蒲田保育園は、建
物や設備の老朽化、耐震性の観点
から、道塚倉庫敷地に仮設園を設
置・運営しつつ、大田区民セン
ター解体後の跡地の一部に、地域



包括支援センター等の高齢者支援
施設、集会室（教室）、中学生の
居場所等の地域活動を支援する機
能を複合化し（仮称）新蒲田保育
園複合施設として整備する。

また、区民センターについては
閉館することになっています。

各常任委員会での説明もバラバ
ラで、複合施設にゆうゆうクラブ
が併設されるのか、現在の数の集
会所が確保されるのか不明です。
まず、今回なぜ大田区民センター
の閉館なのでしょうか。

今後のスケジュール

- 2018年度～19年度 解体
- 2017年度～19年度 基本・実施設計
- 2019年度～20年度 改築工事

46年間区民に

親しまれた施設

大田区民センターは、音楽ホー

法律相談

顧問弁護士による法律相談です。
お気軽にご利用ください（毎月第2水曜日）

1月11日(水)・2月15日(水)
午後1時～3時

場所 大竹辰治事務所（西蒲田大城通り）

事前にお電話ください ☎ 3735-2611

ルがある施設でもあり、46年間地
域に親しまれてきた施設です。音
楽ホールでは地元町会の音楽会や、
民謡大会等で利用率が52%で、特
に土日の利用率が高く、日曜日の
午後91・8%、午前89・8%です。
集会室では成人教室の利用もあ
り区民センター全体7施設で年間
利用者数約42万4000人のうち、
大田区民センターの利用者数は13
万8779人で、3分の1にも
なっています。その他、リハーサ
ルホールのダンス教室等多くの区
民が利用しています。

2年前に音楽ホール舞台音響設
備の改修も行いました。

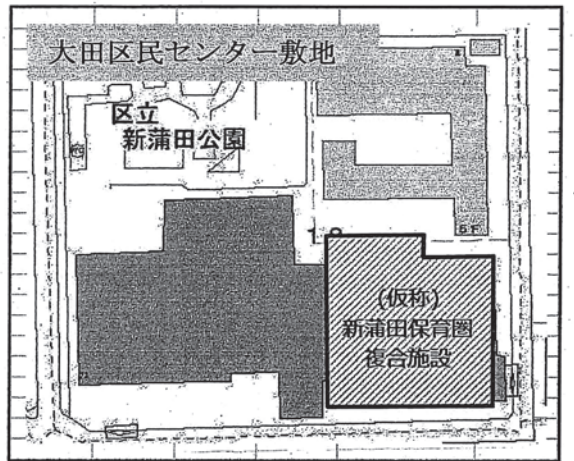
大竹区議は、適正配置方針で、

長寿命化を進めることとなっている。音楽ホールがある大田区民センターもまだ46年なので、70年を目標に、大改装しての存続を求めました。

区は、費用対効果は低いため、大規模改修での存続は考えていないと答えました。

大改装で大田区民センターの存続を

次に**大竹区議**は、今後2017年度～19年度での基本・実施設計で複合施設の具体的内容が決まる。今回の計画を撤回のうえ審議会を設置し、利用者や区民の声を十分



反映させるべきと求めました。区は、この間検討を行い、保育園等の地域活動を支援する施設建設としたと答えました。

公共施設の売却方針は撤回を

今回の大田区民センターでも今年3月に発表された大田区公共施設適正配置方針に基づくもので、適正配置方針の必要性として、「このまま現状の施設を維持した場合、区民一人当たりの負担が1.3万円から1.9万円と年間0.6万円の負担が増えることになりません。もしくは、公共施設整備計画の前期実績額と後期計画額

の平均値を維持した場合、現状の公共施設を維持できず、区保有施設の延べ床面積を124万㎡から87.08㎡まで29%削減しなければなりません」と述べています。

そして適正化の目標の実現のための具体的な方策のなかに、「未利用地、跡地の有効活用や売却による新たな財源確保」となっています。

大竹区議は、区民施設は足りない。売却用の土地はなく、区民の大切な財産を売却するとはとんでもない。このような方針は撤回すべきと求めました。

区は、単に売却を目的としていないと答えました。



削減計画ではなく

施設の増設を

次に、メンテナンス・長寿命化に対応する現在の区の体制は不十

分と言わざるをえません。

また、羽田空港跡地の計画、新空港線「蒲蒲線」等

の大規模開発で多額の税金投入の計画が目白押しです。まず、老朽化した公共施設の改築こそ優先させるべきです。さらに、公共施設の建て替えや大規模改修に、世代間の公平の観点から、区債の十分な活用を検討することを求めます。

公の施設は、地方自治法244条「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする」となっており、公共施設の削減計画は許せません。また、施設管理は直営こそ必要です。**大竹区議**は、方針による今後45年間で公共施設の1割削減計画は撤回し、住民福祉増進の観点で、今でも不足の保育園、特養ホーム、区営住宅など増設し、区民に必要な施設は逆に増やすべきと求めました。

区は、施設の集約・複合化や多機能化で、施設の総量抑制を図ると答えました。

